

負担金等の名称:児童手当県負担金

支出年度:令和元年度

支出の根拠となる法令の名称及び該当条項:児童手当法第18条第1項、第2項、第3項、附則第2条第3項

整理番号	交付先	支出額(円)	摘要
1	甲府市	399,665,499	
2	富士吉田市	103,666,165	
3	都留市	63,492,665	
4	山梨市	72,007,443	
5	大月市	35,576,998	
6	韮崎市	61,655,165	
7	南アルプス市	179,872,332	
8	北杜市	86,022,165	
9	甲斐市	191,194,332	
10	笛吹市	157,461,999	
11	上野原市	37,407,832	
12	甲州市	61,145,998	
13	中央市	72,815,220	
14	市川三郷町	28,539,498	
15	早川町	1,418,832	
16	身延町	12,234,165	
17	南部町	11,592,166	
18	富士川町	28,367,666	
19	昭和町	59,746,499	
20	道志村	2,810,999	
21	西桂町	9,230,665	
22	忍野村	23,717,998	
23	山中湖村	12,781,332	
24	鳴沢村	6,330,665	
25	富士河口湖町	63,146,832	
26	小菅村	1,107,165	
27	丹波山村	534,000	

(注)支出額は円単位で記載すること。

(注)支出額の合計は記載しないこと。

(注)個人情報等の取扱いに注意すること(「国直轄事業等負担金の支出状況の公表に関する要綱の運用について」第3条第2項関係を参照)

(注)負担金額に変更が生じた場合、又は生じることが予想される場合は摘要欄に「精算により負担金額が変更する場合あり」などの説明を簡潔に記載すること。